

公示

2023年9月29日
学校法人工学院大学
理事長 後藤 治



工学院大学学長選任規程第9条の規定に基づき、次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションを下記の通り公示します。

記

■関連法令および内部規則

【学校教育法 第九十二条】

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

【大学設置基準 第十二条】

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。



【工学院大学学長選任規程 第9条】

学長となる者は、学識が優れ、校務をつかさどり、所属教職員を統督するにふさわしい者とする。

2 理事長は、次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションについて、理事会で審議し決定したうえで、あらかじめ公示するものとする。

【次期学長に求める要件】

1 本学の建学の精神に共感し、将来に向けて大学をさらに発展させる意欲と熱意を持つ者

2 高い倫理観を持ち、教職員の模範を示せる者

3 学術研究の経験があり、教育・研究組織のリーダーとして責任を果たし得る者

4 組織マネジメントの経験があり、学校法人の理事としての経営責任を果たし得る者

※任期中は学長としての職務を優先する

※「次期学長の要件およびミッション」における「大学」には大学院を含む

【次期学長が達成すべきミッション】

学長は、建学の精神や学園ビジョン VISION150に基づき、また将来の社会環境の変化を見据え、工学院大学の社会的価値をグローバルに高めていくため、教育研究組織のリーダーとして、また学校法人の理事として、下記のミッション達成のための大学の将来像を示す実行計画を策定するとともに職務を適正に遂行する。

1 教育活動の推進

「21世紀型ものづくり」を支えるリーダーの育成に向けて、各学部および研究科における教育の質を担保し魅力を高めるよう教育改善を推進する。また、情報技術を活用した先進的な教育方法の実施（クラ

ウドキャンパス構想の実施・充実を含む）に積極的に取り組む。

2 研究活動の推進

工学院大学の特色を明確にし、持続型社会を支える科学技術の発展に貢献するとともに、国や産業界からの重点投資対象先としてもさらに選ばれるような方向で推進し、外部資金の獲得に取り組む。

3 教学組織のマネジメント

3-1 教学組織の体制整備

教学組織のマネジメントにあたり、指名した副学長については権限と役割を明確にするとともに、意思決定プロセスを適切に構築する。

3-2 学部に対するマネジメントによる特徴の明確化

学部長を指揮し、また適切な権限委譲を行い、各学部の特色を活かした教育・研究に取り組み、対外的に発信する。

3-3 資源の有効活用

理事会の方針により配分された資源（事務組織、キャンパス、予算等）を有効に活用し、施策や予算配分にメリハリをつけた教学組織のマネジメントを遂行する。特にキャンパスについては、理事会が決定したリニューアルの基本方針（2021年5月理事会決定）をふまえ、大学の教育・研究活動におけるキャンパス活用計画を主体的に策定する。

3-4 教員の採用、任用、評価

教員の採用、任用、評価は、大学および学園全体のビジョン、ポリシー、事業計画に即し、これら組織目標の達成を目的として行う。また、ダイバーシティ、男女共同参画の観点にも配慮する。

3-5 中高大院連携の推進

附属中学・高校等との連携強化により、学園全体の価値を高める。

3-6 適切なガバナンス体制の構築

ステークホルダーの信頼や学生・教職員の安全・安心を保持するため、教員のコンプライアンス遵守を徹底し、ハラスマント防止、研究公正、研究費の適切な使用等に努め、説明責任を果たし情報開示や評価を積極的に行うなど適切なガバナンス体制を構築する。また、任期中に行われる私立学校法改正に伴う寄附行為改正に、理事として公正に取り組む。

以上